



埼玉県報

第 2 5 9 7 号
平成 2 6 年 5 月 2 7 日
火 曜 日

目 次

管理規程

- [埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [彩の国だより印刷業務に関する落札者等の公示\(入札課\)](#)
- [埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示\(入札審査課\)](#)
- [彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示\(広聴広報課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県情報公開条例第33条第1項の規定により知事が定める出資法人\(県政情報センター\)](#)
- [埼玉県個人情報保護条例第59条第1項の規定により知事が定める出資法人\(県政情報センター\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [障害者就業・生活支援センターの変更に係る公示\(就業支援課\)](#)
- [南畑土地改良区の役員退任届\(川越農林振興センター\)](#)
- [都市計画事業の事業認可\(道路街路課\)](#)
- [無線警ら車16台に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [男性警察官用制服ワイシャツほか1品目に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第七号

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局組織規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局組織規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表の課の部課付の項の次に次のように加える。

政策幹	上司の命を受け、特に指定された重要事項を掌理するとともに、当該指定事項について、課長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
-----	--

附 則

この規程は、平成二十六年六月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第八号

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第四イ（二）本局の項を次のように改める。

（二） 本局

	十級
	九級 局長
	八級 局長 病院建 設部長
局付 参事 長	七級 課長 主席工 事 検査員
契約局 長 幹	六級 副課長 副主席工 事 検査員 主任工 事 検査員
技術幹 技術評価	五級 主任工 事 検査員
副室長	四級 工事 検査員
副技術幹	三級 工事 検査員
課付	二級
課付	一級

別表第九の職の項中「課長」の次に「政策幹」を加える。

附 則

この規程は、平成二十六年六月一日から施行する。

管理規程

埼玉県病院事業管理規程第九号

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県病院局事務の委任及び決裁に関する規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「課に属する」の下に「政策幹、」を加える。

附 則

この規程は、平成二十六年六月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年五月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日本ジビエ振興協議会
- 三 代表者の氏名
藤木 徳彦
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市谷口六百七十七番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、狩猟または有害捕獲された野生鳥獣の食用等への利活用促進、利活用にあたり適正な捕獲・解体処理・加工調理の啓蒙普及、流通網の整備、都市と地域の交流促進を図ることにより、地域の活性化と中山間地域の農林業や産業を守ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

彩の国だより印刷業務 約 2,330,000 部 × 12 回 (8 ページ × 10 回 ・ 12 ページ × 2 回)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成26年 3 月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社きかんし 東京都江東区辰巳 2 丁目 8 番21号

5 落札金額

73,831,176円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年 2 月12日

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
48,781,440円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務 約2,330千部×12回(8ページ×10回、12ページ×2回)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県県民生活部広聴広報課広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
埼玉県折込広告事業協同組合 埼玉県さいたま市北区奈良町157番地4
- 5 落札金額
7.61円(8ページ税抜き1部当たりの単価)
8.67円(12ページ税抜き1部当たりの単価)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成26年2月4日

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コスモス・アース

三 代表者の氏名

大 塚 健 司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市北区日進町二丁目二百七十二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者、地域住民等が、遊休農地を活用して景観形成作物や野菜などの農作物を栽培するとともに、異業種交流活動を行い、ともにふれあい「環境福祉」の実践をとおして、循環型社会を形成し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

平成十三年埼玉県告示第五百三十二号（埼玉県情報公開条例第三十三条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

第九号を次のように改める。

九 一般財団法人埼玉県河川公社

第十五号を次のように改める。

十五 公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

平成十七年埼玉県告示第七百五十二号（埼玉県個人情報保護条例第五十九条第一項の規定により知事が定める出資法人について）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

第九号を次のように改める。

九 公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター

第十七号を次のように改める。

十七 一般財団法人埼玉県河川公社

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

計画地は県道二四号線、県道一七九号線に挟まれ、それぞれから駐車場の出入口を計画していますが、両県道は片側一車線の道路です。

周辺には、娯楽施設やスーパーもあり両県道が交わる交差点方向は、週末や平日の午後などにはすでに渋滞を起こす場所となっています。

よってこれ以上の渋滞を起こさぬように警備員の適切な配置や誘導、店舗駐車待ち車両対策として計画地以外の駐車場の確保など周辺生活者の迷惑とならないような対策をお願いします。

また、運搬用大型車両での搬出入は、小中学校の通学時間帯は禁止するか、常時警備員の配置により児童優先の通行をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年五月二十七日から平成二十六年六月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第七百八十八号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定により、障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
社会福祉法人 熊谷礎福祉会	事務所の所在地	埼玉県熊谷市 宮町二丁目六 十五番地熊谷 市立障害福祉 会館内	埼玉県熊谷市 江南中央一丁 目一番熊谷市 役所（江南行 政センター） 三階	平成二十六年 六月一日

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南畑土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 上 野 武 男 埼玉県富士見市大字上南畑千百七十一

告示

埼玉県告示第七百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

坂戸市

二 都市計画事業の種類及び名称

坂戸都市計画道路事業三・五・四十一号 関間千代田線

三 事業施行期間

平成二十六年五月二十七日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県坂戸市関間四丁目、千代田一丁目及び三丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県坂戸市関間四丁目地内(鉄道部)

告 示

埼玉県告示第七百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

無線警ら車 16台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂

3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成26年4月21日

4 落札者の氏名及び住所

埼玉トヨタ自動車株式会社 埼玉県さいたま市中央区下落合6丁目1番18号

5 落札金額

59,477,760円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成26年3月7日

告 示

埼玉県告示第七百九十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

- ア 男性警察官用制服ワイシャツ 6,713着
- イ 男性警察官用短靴 7,142足

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成27年3月31日（火）までの間の指定する日

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。入札金額については、総価（入札者が見積もった単価に予定数量を乗じた金額）を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (6) 納入しようとする物品の製造に必要な生地 of 供給を受けられることを証明する原反出荷引受書、生地見本及び製造見本を、平成26年7月1日（火）午後5時までに次の場所に持参し、審査した結果、当該物品を製造することができることと認められた者であること。

〒331-0065 埼玉県さいたま市西区ニッ宮883番地 埼玉県警察本部総務部
財務局装備課被服係 電話048-832-0110 内線704-322

- (7) 納入しようとする物品に関するアフターサービスを、契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2247

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月8日（火）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月7日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年7月8日（火）午前10時20分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課執務室 平成26年7月8日(火)午前10時30分から順次開札する。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成26年7月1日(火)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)及び(6)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年6月20日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Male police officer's spring/autumn long sleeve shirts Quantity;6,713

Male police officer's low shoes Quantity;7,142

(2) Time limit for the tender:By the electronic tender system; 10:20 a.m. July 8, 2014 By mail; 5:00 p.m. July 7, 2014 In person; 10:20 a.m. July 8, 2014

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-832-0110 Ext.2247

告示

埼玉県選管告示第三十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定により、新座市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
北野ふれあいの家	埼玉県新座市北野二丁目十五番三十二号	新座市長	百人

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年一月二十一日

指令川建セ第二五 一三 号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十三日

川建セ第二六 二二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東平一七二三番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字石橋二二二一番地

小久保忍

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十六年四月二十八日

指令川建セ第二五〇一一三一号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十二日

川建セ第二六〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字原川字広見三百二十番一、三百二十番九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字原川三百二十番地二

森 重忠

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年五月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年五月十九日

指令川建セ第二四〇一五八一号

二 検査済証番号

平成二十六年五月二十二日

川建セ第二六〇〇二六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字青山字仲西三百十六番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字青山三百二十二番地一 グリーンブリーズ一七

岡 裕之